

青森県景観形成審議会

議事録

1 日時 平成18年6月12日(月) 10:15～

2 場所 アラスカ会館 3Fエメラルドの間

3 出席者 景観形成審議会 会長 長谷川 成一

副会長 田村 美幸 月舘 敏栄

委員 上野 正蔵 熊谷 ヒサ子

斎藤 嘉次雄 定 喜久美

高原 英夫 千葉 裕

藤川 あきつ 真武 真喜子

森田 玲子 山谷 文子

県側 県土整備部 次長 竹内 剛

都市計画課 課長代理 柳谷 宏文

景観GL 駒木 功

景観G 佐々木、伊藤、武石、浅井

4 次第

1. 開会

2. 辞令交付

3. 挨拶

4. 組織会

5. 説明事項

(1) 青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項について

(2) 景観行政の概要について

(3) 屋外広告物行政の概要について

6. 議事

青森県屋外広告物条例に係る禁止区域等の見直しについて

5 概要

開会 10時15分

司会

ただいまから青森県景観形成審議会を開催いたします。

はじめに、委員をお引き受けいただいた皆様に辞令を交付いたします。

(県土整備部次長より辞令を交付)

司会

続きまして開会に当たり、県土整備部竹内次長よりご挨拶を申し上げます

竹内次長

おはようございます、県土整備部次長をしております竹内です。

今日は朝早くからありがとうございます。

本来であれば、知事が参りまして皆様に直に委嘱状をお渡しするところでございますが、今月15日から行われます県議会関係の会議のため叶いませんでした。上野議員については、その会議を若干遅れて出席されることとして、こちらの会議を優先していただきお礼申し上げます。景観形成審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、青森県景観形成審議会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃から、県政の推進に深いご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます次第です。

さて、本県では、平成8年3月に県独自の景観条例を制定して以来、良好な景観形成のため、さまざまな施策を進めてきたところですが、平成16年の景観法制定を踏まえ、昨年度、景観計画を策定するとともに、景観条例を改正いたしました。

また、景観法の制定に伴い屋外広告物法も改正されたことから、屋外広告物条例についても屋外広告業の登録制度を導入するなど大きな改正をしたところです。景観法と屋外広告物法においては、景観行政と屋外広告物行政の総合的・一体的な運用を図るための仕組みが定められるなど、両者は密接な関連を有するものとなりました。このことから、昨年度から両方の業務を都市計画課で所管するとともに、今回、景観形成審議会と屋外広告物審議会を統合し、一体的な運用に向けた組織上の整備を行ったところです。今後、景観行政と屋外広告物行政については、新しい枠組みの中で一体的なものとして進めていく必要がありますが、県としては、今後とも、本県の豊かな自然や貴重な歴史的・文化的遺産をはじめ、先人が守り育んできました景観を保全するとともに、開発や利便性との調和を図りながら、新しい景観を創造する取り組みを進めて参りたいと考えております。

どうか、委員の皆様方には、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶といたします。本日はどうもありがとうございます。

司会

次に組織会に入らせていただきます。

本審議会をご挨拶にもありましたように、「旧青森県景観形成審議会」と「旧屋外広告物審議会」が統合してはじめての会議となります。本審議会は、「青森県附属機関に関する条例」により、会長及び副会長を置くこととしておりますので、ここで会長及び副会長の選任に移らせていただきます。附属機関に関する条例では、会長及び副会長の選任は、委員の互選によるということになっております。慣例により、皆様方からどなたか適任

の方を推薦いただくということで進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

司会

それでは、皆様方から推薦いただくことにしたいと思います。

会長につきまして、どなたかご推薦をお願いします。

定委員

今回、景観形成審議会と屋外広告物審議会が統合したということで、今までやっていた景観形成審議会の会長と屋外広告物審議会の会長のどちらかにお願いするのが良いかと思います。任期もまだ残っていることですし、青森県景観形成審議会という名称がそのまま存続していることから、景観形成審議会の会長をしておられた長谷川委員はどうかと思います。

司会

ただいま定委員から、景観形成審議会の会長をやっておられて、まだ任期の残っております長谷川委員に会長になっていただいたらというご発言がありましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

司会

それでは、ご異議がないようですので、長谷川委員に会長の任務をお願いいたします。次に、副会長について、どなたかご推薦お願いしたいと思います。

定委員

屋外広告物審議会の会長をいらした月館委員と景観形成審議会の副会長をいらした田村委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。

司会

屋外広告物審議会の会長をいらした月館委員と景観形成審議会の副会長をいらした田村委員のお二方を推薦ということですが、副会長については、特に人数の制限はございませんが、他にございませんでしょうか。

(異議なし)

司会

それでは、ご異議がないようなので、月館委員と田村委員に副会長の任務をお願いしたいと思います。

長谷川委員は、議長席にお移りください。

それでは、ここで、本審議会の会長として選任されました長谷川会長から、就任のご挨拶をいただきたいと思います。

長谷川会長

長谷川でございます。ただいま皆様からご選任いただきました。浅学非才でございますがよろしくお願ひしたいと思います。今回二つの審議会が統合されて、新たに景観形成審議会出発ということになりました。私は、このように二つの審議会が統合されたというのは、はじめての経験でございます。皆様から、ご指導ご鞭撻いただきながら進めていきたいと思ひますので、何卒よろしくお願ひいたします。

司会

ありがとうございました。続きまして、副会長として選任されました月館副会長、田村副会長から、ご挨拶いただきたいと思ひます。

月館副会長

昨年度まで、屋外広告物審議会の会長をしておりました月館です。景観については、長いんですけども、景観条例をつくる時の原案を作る委員をやりまして、それから考えてみたら12・3年経っております。はじめて景観形成審議会委員になりましたので、それまで景観人育成とかいろんな事業に協力してきましたが、その経験と屋外広告物に関する審議会会長時代の経験を生かして、青森県の優れた景観を育成していく事業に協力していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

田村副会長

私も「公共の色彩を考える会」という会がもう24年ございまして、色彩を切り口に景観を考えてまいりました。景観と屋外広告物というのは、切っても切り離せないものですので、当然のようにこの統合は喜んでおります。色彩の面のみならず、青森県の現在ある姿をいかに守っていくかという上で、少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします。

司会

ありがとうございました。

続きまして、「青森県附属機関に関する条例」において、景観形成審議会に置くこととされています部会があります。大規模部会と申しますけれども、その委員の指名に入らせていただきます。

委員は七名以内で会長が指名するというになっておりますが、指名の前に、大規模部会について事務局から説明があります。

事務局

(配布資料に基づき説明)

司会

それでは、会長から委員の指名について、お願いしたいと思います。

長谷川会長

ただいま事務局からご説明がありましたが、所掌する事務は、景観上重要と判断される大規模行為に関する知事の告知又は勧告に関して意見を答申することです。

これまでの大規模行為検討委員会を衣替えした組織ということですが、この検討委員会の経験者が三人おられます。観光の森田さん、緑化の山谷さん、建築士の定さんには、継続してお願いし、新たに市民団体「景観人あおもり」の藤川さん、樹木医の斎藤さん、景観デザインの月館先生を指名したいと思います。

また、部会長につきましては、部会員の互選ということでしたが、時間の関係上、私のほうから月館先生を推薦し、部会員の皆様の賛同をいただければと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

長谷川会長

それでは、よろしくお願いいたします。

司会

それでは、この後の進行につきましては、附属機関に関する条例により、会長が務めることとなっておりますので、長谷川会長よろしく申し上げます。

長谷川会長

それでは、議長を務めさせていただきます。
慣例によりまして、議事録署名者の委員二人を指名させていただきたいと思っております。藤川委員と山谷委員をお願いしたいと思います。

審議案件に入る前に、当審議会は、統合後初めての審議会ということで、事務局から説明事項があるようです。

まずは、「青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項について」ご説明お願いいたします。

事務局

(配布資料に基づき説明)

長谷川会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、各委員のご意見、ご質問等ありましたら伺いたいと思います。

(意見なし)

長谷川会長

ないようですので、次に移りたいと思います。

説明事項の二番目、三番目ですが、「景観行政の概要について」、また、「屋外広告物行政の概要について」の二つについて、説明をお願いしたいと思います。その後、説明が終わりましたら、皆様からご意見を伺いたいと思います。

事務局

(配布資料に基づき説明)

長谷川会長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、「景観行政の概要について」と、「屋外広告物行政の概要について」この二点につきまして、ご説明がありました。

それでは、各委員の皆様から、ご質問がありましたらどうぞ。

森田委員

景観行政の概要についてお尋ねします。資料2の最後の部分に、市町村の景観形成基本方針に対して財政的支援を行うと書いております。これはどういう内容なのか、一つお尋ねします。それと3頁目の景観アドバイザー制度、これは無料なのかということ。

3点目としては、ふるさと景観形成事業、ふるさと再生というのがございます。国立

公園の十和田の場合は環境省がおりますので、高さとか外壁とか看板とか全部規制されておりますので、このことは、何十年も前から私どもいたしております。けれども、今、この時代に商売で倒産したり跡継ぎがいなかったりで、シャッターの閉まっているところがたくさんあります。それは、景観上大変見苦しいもので、地価の活性を大変停滞させております。その建物を、なんとかカモフラージュしたいなと考えております。植木を植えたらとかいろいろやっておりますので、こういう助成金制度なり、ふるさと再生制度があるのであればお尋ねして、我が町をきれいにしたいなと思いましたのでお尋ねいたします。

長谷川会長

ありがとうございました。それでは、三点に渡るご質問ですが、よろしく願いいたします。

事務局

まずは、一点目の支援事業についてですが、一番上の景観アドバイザー制度については現在も継続しておりますが、二番目の住民協定の締結に対して行う景観形成住民協定締結補助金、また、次の市町村の景観形成基本方針策定に対して行う市町村景観形成基本方針策定補助金につきましても、数年前から廃止となっております。財政事情が厳しいということから、財政当局から認められずに廃止となった事業でございます。景観アドバイザー制度は、県が専門家に対する謝金、旅費を県が負担し、依頼者に対して助言を行っていただくという制度でございます。これは現在も継続しております。

続きまして、ふるさと景観形成事業ですが、二年間の特別枠という事で新たに採用されたもので、平成18年度は、青森空港から青い海公園に至るルートに限定されており、他の場所に適用することはできないものです。平成19年度については、他の場所でも事業をやることは可能ですが、他地域へのモデルケースとなる事業と考えており、地域住民の協力が得られることも必要ですし、他の地域へ応用できるような場所の選定が必要と思われますので、平成19年度の事業実施箇所については、今後検討していきたいと考えております。平成18年度については、青森市のルート沿い限定となっております。

長谷川会長

ただいまご説明がりましたが、森田委員からは了解ということで、他にございませんでしょうか。

斎藤委員

景観行政の概要についての資料2の2番の「景観条例のこれまでの運用状況について」

ですが、全国展開チェーン店では、不調の場合がほとんどであったとありますが、その場合、その後、どういう処置をとったのかお聞きしたいと思います。

長谷川会長

事務局いかがでしょうか。

事務局

景観条例に基づく制度では、限界があり、なかなかいうことを聞いてもらえない場合に強制的にやれる制度ではございませんでしたので、それ以上はやっていない状況です。これが景観法ですと、変更命令というものがあまして、青森県の条例でもそれに係る規定を定めて、これを出せるような制度に改めておりまして、これからはやることは可能です。ただし、やるには全国的に青森県だけ飛び抜けてやるわけにもいかない、ということもあまして、伝家の宝刀を抜くのが非常に難しいのですが、そのようなケースを想定しておかないといけないと考えております。制度としては整えております。

斎藤委員

わかりました。

長谷川会長

景観条例には罰則規定がないのです。景観法への移行ということで、それはできるけれども、まだ執行までには至らないという状況かと思います。他にいかがでしょうか。

田村副会長

景観行政について2点ありまして、一つは、青森県庁の景観行政の位置について、常々行政側のよほどの連携がなければ景観行政は力を持たないと思っておりますので、例えば、環境アセスがある場合に、色彩とか景観とかについて意見を述べる事ができるのかどうか。それから、他の土木とか公共事業として何かを作ろうとした時に、景観を考える上で、景観行政が口を出せるようになっているのか気になるところです。

もう一つは、資料の3頁、 - 1の「大規模行為届出制度の審査」において、色彩がチェックポイントになっているのか伺いたいと思います。大きいものであれば景観の中で色彩が与える影響は大きいですから、事前に、どういう色が使われて構造物ができるのかチェックできるようになっているのかどうか。今までの建築基準法では、できなかった訳です。

以上が、景観行政についての質問で、次に屋外広告物について。一つは資料3の1頁の許可区域について、どういうものが許可されて、どういうものが許可されないのか、

具体的に教えていただきたい。

もう一つは、市町村に屋外広告物行政の権限を移譲しておりますが、市町村の屋外広告物行政に携わる係のおおまかな人数について、教えていただきたい。

長谷川会長

多岐に渡る質問ですが、総括的にお願いします。

事務局

具体的な事例から、景観行政の位置についてお答えしたいと思います。例えば、大店立地法の届出ですが、これに関する庁内会議に参加しておりますが、駐車場、騒音、交通整理の話題が中心になりまして、国の指針でもそう出ているため、会議に参加しても景観を何とかして下さいということは会議では言えますが、それを届出者に対していう制度とはなっていません。他の届出と一緒にやってやりたいのですが、制度としてはまだそうならないことが多いことをお伝えしたいと思います。それから、大規模行為の届出制度の運用のところで色彩に関しての基準というご質問についてですが、基準そのものは周辺景観との調和に配慮するようという定性的なものとなっておりますが、これを補助するものとして、景観色彩ガイドプランというものを県で用意しております。壁面ですと彩度5以下とか、数値的に設けておりますが、必ずやりなさいというものではなく、これはあくまで補助的なものです。以上です。

屋外広告物についての質問にお答えします。

市町村における許可の基準についてですが、それぞれの市町村で恣意的に許可したり許可しないということのないよう、客観的な許可の基準が定められております。具体的には、屋外広告物条例の施行規則で規定されており、広告物の種類ごとに面積とか高さなどの基準が定められています。市町村のほうに許可申請がきた時に、この基準と照らし合わせながら、この基準に適合するものについて、許可するということになっています。

もう一点、市町村の担当者の数ですが、市町村の担当は、ほとんど建設関係の部署であることが多いです。大きい市ですと、景観行政と屋外広告物行政をあわせて行っているところがありますが、小さいところだと、建設関係が窓口になっているところが多いという状況です。担当の数は、専任でやっている市町村はほとんどなく、建設関係の業務担当者が、兼務してやっているという状況です。兼務している担当がほとんどですので、平均すると、一人未満ということになりますので、残念に思います。

竹内次長

田村委員の前段の景観の部分、はっきりいいまして、これまで縦割り行政であった事は確かです。この中で、私共、今、この所管になっている部分を、どのようにメッセー

ジを送っていくかということが、これからは問われていくと思いますので、そのことは、これから持ち帰らせて頂きたいと思います。

公共の建物については、トータルとして私共やっておりますので、ここは自分たちがイニシアチブをとって出来る事です。今まで、景観というのは、一步引いているような感じはありましたが、ここら辺は体制としてしっかりしていかなければと思っております。どのように発信していくのか、いいアドバイスを頂き、持ち帰らせて頂きたいと思っております。

田村副会長

それを伺って心強く思います。大きなエールを送りたいと思います。先程の屋外広告物行政の担当人数を伺ったのは、例えば違反行為があった時にどういう情報が挙がってくるかという事がとても大切だと思います。今まで守られなかったのは、行政が手一杯でチェックできなかったということで、一人を取り締まると不公平になるということで、結局全部を容認していたというのが現状であったと思います。それで景観法ができて、ある程度、その地域、決められた所のチェックができ、罰則ができたということなので、そのチェックをどうしていくかということが、これからの課題だと思います。そこで、市民の人を巻き込んで、自分たちの周りで嫌な広告物とか違法のものがあつた場合に行政へあがってくるようなシステムを考えていただきたいと思っております。

長谷川会長

ありがとうございます。事務局のほうで3点お含みおき頂きたいと思っております。あといかがでしょうか。

山谷委員

これまでの景観条例の運用状況について、現在、廃止になっているものがあるというご説明がありましたが、資料2の - 2(2)「啓発事業について」とありますが、平成18年と比べると少し変わっておりますので、今までやってきたことが継続されているものがあるのか、また、新しい取組みを考えているのかです。例えば、条例をつくって規制をしなければいけないというのはわかりませんが、規制をしつつ、その景観を楽しむことも大事ではないかと思っております。5～6年前、春もみじに県が力を入れておまして、その当時「春もみじ」という言葉はなかったのですが、一生懸命、県で取組みをされる中で、5年経って旅行会社で春もみじツアーという全国に向けての商品が始めてできたということも聞きましたし、俳句の歳時記の中にも、春もみじという季語が取り入れられてもおります。景観を楽しみながら取り組むという中で、全国に向けて発信することが大切かと思っております。全国から反響が返ってくることによって、その地域の人々も、また、その地域の景観に対して関心や理解が深まるのではないかと思っております。色々

な勉強会も大事ですが、楽しむイベントも入れて頂ければと思います。

長谷川会長

事務局の方から簡潔にお願いします。

事務局

支援・啓発事業については、3年サイクルで各事業見直しをしていくという予算システムとなっております。その都度見直してきた結果、現在の普及啓発事業は、従来からある環境色彩セミナーや景観学習教室にしても、若干スタイルを変えてやっているということになっています。本県は他県に比べ、普及啓発に力を入れてきたという自負はしており、行為の制限をしながら一方で普及啓発活動をしていくというように、普及啓発事業の方にもかなり力を入れているのですが、なかなか予算の制約等もあり、現在のやっている中身としては、これで十分とは思っておりませんが、今のところはこれが精一杯かと思っております。

長谷川会長

時間も迫っております。次に議事も控えておりますので、今のところにつきましては以上のところで終えまして、最後に意見を頂戴したいと思います。

次に、議事に入ります。

それでは、「青森県屋外広告物条例に係る禁止区域等の見直しについて」事務局からご説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

長谷川会長

ありがとうございました。

これに関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたしたいと思います。

斎藤委員

下北縦貫道路の禁止区域の指定、国道279号について、禁止する路線と許可する路線で、路肩がダブる区間がだいぶあるのではないのでしょうか。

これは、どのように調整するのでしょうか。

事務局

重なった部分については、下北縦貫道路の禁止区域が500mありますので、こち

らが優先となります。

齋藤委員

はい、わかりました。

長谷川会長

他にありませんでしょうか。田村委員どうぞ。

田村副会長

道路が並行しているようにみえますが、大体何m位あるのでしょうか。

写真4番のあたりでは、禁止路線と許可路線とは、どの位離れているのでしょうか。

500m以上離れているのでしょうか。

離れていなければ、禁止区域が優先されるので、許可地域に指定する意味がないように思えるのですが。

事務局

確かに、許可区域となる国道279号の沿線500mの一部は、禁止区域となる下北縦貫道路の沿線と重なり、その部分については、禁止規制が優先されますが、全ての部分が重なっているわけではなく、従来、国道279号の沿線で、禁止区域となっていた部分が、許可区域となる部分もあるということです。

長谷川会長

すべてが重なるという訳ではないということですね。では、月館委員どうぞ。

月館副会長

屋外広告物でも同じような課題はあったんですけども、例えば二つのガイドラインができた時に、どちらが優先するのか、都市計画区域に組み込まれた地域との問題もありまして、多分、具体的な事例を重ねながらこれまでの景観行政、屋外広告物行政では、想定していなかった部分を、これから整備していく必要があると考えております。そういう中で、こういう具体的な事例を積み重ねながら、青森県の景観行政の指針をまとめしていく必要があると思いますし、また具体的事例の第一号かと思っております。

長谷川会長

今後の課題となるかと思いますが、他にいかがでしょうか。

月館委員のほうから色々なケースを積み重ねてその上で調整していかなければならないのではないかというご意見がありました。もっともなことだと思いますので、課題を抱

えつつも今後の検討として含めまして、ただいまご説明ありました「青森県屋外広告物条例に係る禁止区域等の見直しについて」の県の諮問に関しまして、原案どおり了承してよろしいか伺います。

(異議なし)

長谷川会長

ご異論ないようですので、異議なしと認めます。

これで議事は全て終了しました。

時間もおしておりますが、皆様のほうから景観行政全般に関するご意見ご質問等ございましたら、また、意見の補足等ございましたら、簡潔におっしゃっていただきたいと思えます。いかがでしょうか。森田委員どうぞ。

森田委員

青い森青森県ということで、青森県は、観光立県を宣言しております。すばらしい景観を有しております。2010年には、新幹線もまいます。あまりけばけばしい看板等は好ましくないと思えますので、なんとしても景観について、県の方でもがんばって頂きたいと思えます。

長谷川会長

斎藤委員どうぞ。

斎藤委員

屋外広告物の許可と禁止についてですが、岩木山を回るロードが許可区域になっている。また西海岸を回る国定公園の路線も許可区域になっている。これは何か理由があった許可区域になっているのか、また、禁止区域に移行することがあるのかお聞きしたい。

長谷川会長

この点、いかがでしょうか。

事務局

この路線については、その当時の指定の考え方がどういうものであったのか、資料が手元にはないのですが、ただ、特に重要な景観として守らなければならないものについては禁止、それから、それよりも緊急性は落ちるものについては許可という形になっていると思えます。現在、許可路線、禁止路線に指定されている道路についても、道路の使用状況等も変わることもございますので、岩木山のまわりとか西海岸への道ということ

について、また、それ以外の道についても、許可でいいのかあるいは禁止でいいのかという事については、全体的に再検証して、必要があれば、適正な指定に見直していきたいと思います。

長谷川会長

斎藤委員よろしいでしょうか。

斎藤委員

はい。

長谷川会長

あと他にございませんでしょうか。定委員どうぞ。

定委員

せっかく景観を普及啓発しているのであれば、啓発事業とか援助事業あたりのコンテストを開いたり、リーダー育成事業をやったりという、単発で終わらずに、その後の活用というか、養成したリーダーさんを使うような事業もこれから考えていかなければと思いますが、いかがでしょうか。せっかくこういうものを行っているのであれば、一生懸命育てていって、もっと広めていかなければ、せっかくやった意味がないと思いますが、その辺よろしくお願いします。

事務局

定委員のおっしゃるとおりだと思います。

できるだけ多くの人に、しかも、継続してひとつの運動として取り組んでいくような形で進めて参りたいと思います。啓発事業についても、目先が変わっているところがありますけれども、できれば、核となるものはずっと継続しながら、例えば県民運動とすれば、十数年前に活彩あおもりという運動がありましたけれども、ああいう風な気持ちで、広く県民の方が景観について意識を持てるような、継続的な取組みというものをこれからずっと考えていきたいと思います。ありがとうございます。

長谷川会長

熊谷委員どうぞ。

熊谷委員

まず、景観行政は、人材不足、人手不足、財政不足という事で、やはり今後は、県側のほうで各市町村にもっと景観への関心をもっていただくために、市町村の現状を吸い

上げながら、進めていくべきだと感じたのですけれども、その辺どうでしょうか。

竹内次長

今、熊谷委員がおっしゃったように、県だけが、旗をふってということではなく、やはり、その地域、地域が、自分たちの地域をどうしていくのかということを考えるのがまず一番だと思います。この中において、私共もまた、県がやるべきこと、自治体ができるべきこと、それから関係団体がやるべきことをしっかり認識し、それを分担しながら、進めていくことが重要であると思います。

町おこしでは、必ずキーパーソンの方がいるように、事業の中で地域のキーパーソンを育成していきながら、自分たちの地域を守っていききたいというような行動に、意識を醸成していくことが必要だと思います。これには時間がかかるかもしれませんが、長い目でやっていかなければならない事業だと考えています。もちろん、合併、三位一体という、非常に厳しい状況の中ですが、自分たちの郷土、ふるさとを自ら守っていくという意識を持つことの重要さを、私共、常日頃から伝えていかなければならないと思っております。皆様も帰られましたら、そのところ普及していただきたいと思っております。

長谷川会長

熊谷委員よろしいでしょうか。

この審議会にご出席の皆様、各地域において、今出ました意見等も踏まえて、さらに景観に関する啓発活動のキーパーソンになっていただきたいと、私のほうからもお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。大変参考になるご意見が多かったと思いますので、事務局につきましては、本日、各委員から出されました有意義な意見を踏まえて、さらに景観行政を進めていただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました案件は、全て終了しました。これもちまして、審議会を終了したいと思います。事務局のほうから何か補足等ありますでしょうか。なければ事務局へお返しします。

司会

長谷川会長、委員の皆様方お疲れ様でした。ありがとうございました。以上もちまして、本日の会議は終了します。どうもありがとうございました。

閉 会 12時10分